

厚生労働省発職 1216 第 2 号

令和元年 12 月 16 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定短時間労働者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための特例給付金制度等

一 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号。以下「改正法」という。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十九条第一項第一号の二の特例給付金（三において単に「特例給付金」という。）は、対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に支給するものとする。

二 法第四十九条第一項第二号の厚生労働省令で定める時間は、十時間以上二十時間未満とすること。

三 特例給付金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによることとする。

四 調整金の支給について、各年度の十月一日から十二月三十一日までの間に行うこととする。

第二 基準に適合する事業主の認定等

一 法第七十七条第一項の認定を受けようとする事業主は、厚生労働大臣の定める様式による申請書に、基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えて、都道府県労働局長に提出しなければならないこととする。

二 認定の基準は次のとおりとすること。

1 次の(一)から(三)までに掲げる障害者の雇用の促進及び安定に関する取組（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この二において「指定就労継続支援A型」という。）を受ける者に関する取組を除く。）に係る事項について、次の(一)から(三)までに掲げる表の上欄に掲げる項目及び中欄に掲げる評価の区分に応じ、当該項目について同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計（4において「取組に係る合計点数」という。）が、五点以上であること。

(一) 体制づくり

項目	評価			点数
	特に優良	優良	特に優良	
組織面		優良	特に優良	
人材面	特に優良			

(二) 仕事づくり

優良
一点

(三) 環境づくり

項目		評価		点数	
事業創出		優良	特に優良	一点	二点
職務選定及び創出		優良	特に優良	一点	二点
障害者就労施設等への発注		優良	特に優良	一点	二点

項目		評価		点数	
職務環境		優良	特に優良	一点	二点

募集及び採用

働き方

キャリア形成

その他の雇用管理

特に優良

優良

特に優良

優良

特に優良

優良

特に優良

優良

二点

一点

二点

一点

二点

一点

二点

一点

2 次の(一)及び(二)に掲げる障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の成果(指定就労継続支援

A型を受ける者に関する取組の成果を除く。)に係る事項について、次の(一)及び(二)に掲げる表の上欄に掲げる項目及び中欄に掲げる評価の区分に応じ、当該項目について同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計(4において「取組の成果に係る合計点数」という。)が六点以上であること。

(一) 数的側面

(二)
質的側面

キャリア形成	満足度及びワーク・エンゲージメント			項目
	特に優良	良	優良	特に優良
	六	二	四	六
	点	点	点	点
				評価
				点数

定着状況	雇用状況			項目
	良	優良	特に優良	特に優良
	二	四	六	六
	点	点	点	点
				評価
				点数

良	優良
二点	四点

3 次の(一)及び(二)に掲げる1及び2の事項に関する情報開示(指定就労継続支援A型を受ける者に関する情報開示を除く。)に係る事項について、次の(一)及び(二)に掲げる表の上欄に掲げる項目及び中欄に掲げる評価の区分に応じ、当該項目について同表の下欄に掲げるところにより付した点数の合計(4において「情報開示に係る合計点数」という。)が二点以上であること。

(一) 取組 (アウトプット)

項目	評価	点数
体制、仕事及び環境づくり	特に優良	二点
	優良	一点

(二) 成果 (アウトカム)

項目	評価	点数
数的側面	特に優良	二点

質的側面		
	優良	優良
	特に優良	優良
	優良	一点
	特に優良	二点
	優良	一点

4 取組に係る合計点数、取組の成果に係る合計点数及び情報開示に係る合計点数の合計が二十点以上（特例子会社にあつては、三十五点以上）であること。

5 次のいずれにも該当すること。

(一) 法定雇用障害者数以上の対象障害者を雇用していること（ただし、法第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項の規定は適用しない。）。なお、特例子会社が法第七十七条第一項の認定を受けようとする場合にあつては、法第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定によりみなして適用される法第四十三条第一項の規定により、法定雇用障害者数以上の対象障害者を雇用していること。

(二) 対象障害者（指定就労継続支援A型を受ける者を除く。）を一人以上雇用していること。
6 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 認定を取り消され、その取消の日から起算して三年を経過しない者（1から5までに定める基準に該当しないことにより、当該取消の日前に認定について辞退の申出をした者を除く。）
 - (二) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この(二)において「暴力団員等」という。）、暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - (三) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - (四) 偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金（以下この(四)において「雇用関係助成金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなった者
 - (五) 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者
- 三 認定を受けた事業主が厚生労働大臣の定める表示を付することができる厚生労働省令で定めるものは

、次のおりとする事とする事。

- (一) 商品
 - (二) 役務の提供の用に供する物
 - (三) 商品、役務又は事業主の広告
 - (四) 商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁的記録
 - (五) 事業主の営業所、事務所その他の事業場
 - (六) インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報
 - (七) 労働者の募集の用に供する広告又は文書
- 四 認定を受けた事業主は、都道府県労働局長に対し、認定について辞退の申出をすることができるとする事。
- 五 基準に適合するものである旨の認定及びその取消しに係る厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する事とする事。

第三 その他

一 地方公共団体の任命権者の求めに応じ、障害者雇用活躍推進計画の作成に関する必要な助言を行うこと
とができる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任することとする。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この省令は、改正法の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとする。